

てある業者から選定をするというふうな業者選定を行っております。それで、選定を終わりましたから、選定を受けました各社から見積書を徴します。現在のところ最低価格者と契約を結んでいるというふうなケースでございます。いままでは最低制限価格を設けた例はないようでございます。

以上が物品購入にかかります。事務的経路でございます。

次に工期延長の関係でございますけれども、期間の関係でございますが、特に何日以上という規定は設けておりません。ただ実際に契約に基きまして工期が決まっているわけでございますので、それ相応の処置は、相当厳格にしておく必要があるというふうな判断をしております。それで方法としては、財務規則にも規定はございますけれども、不可抗力といは正當な理由がある場合を認めております。その工期の延長の期間につきましては、それだけの担当部の一応判断で私もと協議をして決定するというふうな次第でございます。

ちなみに五十四年度と五十五年度の現在時点の工期変更に関係します実績をこちらと申し上げてみますと、五十四年度が件数にして二十九件、全体延

長工期が八百三十五日、平均が二十八・八日というふうな数値が検出されます。それから五十五年度におきましては、現在十件でございます。三百二十八日、これはトータルでございますけれども、平均的に申し上げますと三十二・八日という数値になっております。一番ことしの場合長かったのが六十七日、それから、最短が十二日というふうな結果でございます。

いずれにいたしましても、工期延長はそれぞれの現場の対応におきまして、ある程度判断に任せると、最終的な判断はこれらの工期延長の事由、その他の条件を十分吟味材料といたしまして最終的に決定するというふうな経過でございます。

以上二件、契約関係につきまして、市長の補足説明といたします。よろしくお願いたします。

○十六番(貫井喜代次君) それでは第二回目の質問をさせていただけますが、いまの回答で、私なりに考えると四割ぐらいしかいい回答が得られなかったと、あとはどうも支離滅裂みたいな御答弁のようによろえられます。と申しますことは、いままでの私が質問していることに対してはこういうふうに回答した

ものを全部私は持つてきているんです。いつのあれで、どういうふうにしてきたかというふうなことを全部持つてきておるんで、だんだんどうも後退してきたような面も見られますが、これは第二問の中で引き続き私は質問いたします。特にこういうふうな大きな財政問題を取り上げて質問したということは、御承知のように市長が就任以来、もう六ヶ月を経過しているんだと、したがって、この間に市の行財政についても十分に勉強、検討されてきたという時期じゃないかと思うて、こういうふうな財政問題全般において質問したわけでした。したがって市長はさういうふうにもう何もかもわかったということでも市役所の機構についても幹部職員、の性格、力量も承知して職員、の異動も行つたというふうに、まだ就任当時は助役も欠員して、いわゆる片肺飛行で市政をとつてきたと、それからリッパな整った陣容ができたので、こゝろでどんな方針であるかということをお聞きするのは適切な時期じゃないか、適当な時期じゃないかと思うて質問したんですが、余り回答の結果が思わしくないようです。引き続き二回目の質問をさせていただきます。ということは余りどうもぱっとしない回答でしたので重複するようにならぬと思います。

まず財産の取得、市債関係について申し上げますと、先ほど来申し上げたように、土地開発公社によるアサノボールの跡地に、さういふお尋ねするんですけれども、先ほどこれは末次議員も質問いたしました。重複するかと申し上げますけれども、私もこれをさらに念を押して聞いておきたいことは、跡地の地積は全部で幾らか。それから当初買収金額は幾らか。余り質問を二度と言わせないようによく書いてください。それで、買った当時の平方メートル単価は幾らであったか。それで現在、六月に決算書ができたからその当時でいいですけども、その当時に借入金利を上乗せしたら、当初の平方メートル当たりが幾らで、現在は幾らになっているかと、どのくらい金利を上乗せすると平方メートル当たりのあれになつてくるのか。

それから、さういふと申し上げましたけれども、土地開発公社で借りている金利は幾らであつて、それで、現在、部市施設整備基金が七億七千九百万円ばかりありますね。細かく言うと七億七千九百十八万五千五百七円あるわけですね。これに対する基金がありますけれども、これは現在定期預金として預けておりますね。その定期預金の利率は幾らで、いかに借りて

いる利率は幾らか。こういうふうなことは土地開発基金が二億二百七十七千二百二十一円あるとか、いま申し上げました都市施設整備基金が七億七千九百十八万八千五百七円あるとか、こういうことは、全部いただいた決算書の二百十六ページから二百十七ページにもう報告がされているんです。だから、これらに対する利率をいま聞いてみるわけです。

それからまたアサノボールの跡地の取得については、市が公共施設用のためにとして、当時御承知のとおり、ある会社がほぼ買うことに決定というときに、これも先ほど末次議員の質問に対して一部回答がありましたけれども、公有地開発法ですか、これをぶつけて、悪い言葉で言うなら、業者がもうほぼ決定しているものを市で横取りしたんだと、これは悪い言葉になるけれども、事実そうだと思います。そういうふうな土地であることは、もう理事者、あるいは当時の議員の皆さんも十分承知のとおりであると思います。だとするならば、これが土地の利用のための取得については一日も早く高い金利を解消するためにも、また、この言葉を言うてどうかわかりませんが、買うというところに、た当初に計画したような防衛補助というものにこれをぶつけて、何と

かこうした高金利やなにかを解消するようなことに、あるいはまたそのほかにも何か考えられるべきものがあるかと思いますが、御承知のようにごみ処理場の新設はいかにむずかしい問題であるかは、最近の新聞でも広域処理場としての日の出町の件を見ても明らかであることは皆さんも承知だと思います。今後十年、二十年後の福生市自身の処理場確保は、すでに現在十分考えなくてはならない時点ではないかと思う。そういうことも考えられているかどうか。

また多額の土地取得費、あるいは建設費を伴う八小問題の開設予定——いまのところではわからないということですが、現在、各小中学校の先ほども申し上げたかもしれませんけれども、児童数のバランス、今後の児童数の増減等を考えると当初計画に基づく進め方ではないか。たまたま富士見と町会にある——あそこは富士見と町会だと思いますけれども——郡営住宅、これを郡が建てかえすべく計画しているという、それがために用途地域の変更もされるとき、されたとか聞きますけれども、こういうことも考えると代替地としてのことも考えられる、この郡営住宅に対して、八小の問題に絡

んです。このことは財政面にもこれはプラスをもたらす面があるかとも思
うが、市長、あるいは担当部課長はこういうふうなことに對してどのような考
えているのか伺いたい。

さらに財政面でたびたび質問をしてきた旧婦人生活館の市が持っている
建物としての利用のないということについては、もう私は前に二回もそういふ
ことで質問しておりましたけれども、現在でもこれは公用としての利用はし
ないと思う。その上に地代も五十四年度決算書によると六十三万五千十
六円が何にも利用していない旧婦人生活館に對して支払われている。これは
何年もこういうふうに支払われている。前にも申し上げたが、こういうこと
税金のむだ遣いと思う。前回は質問しておいたが、その後、この話は
どのような話になっているか。前回のときには、去年三月には貸借期間が
切れるので、それまでの間に何とかこれの解決を図っていくというところの回答――
やうした回答も全部ここに持ってきています。その後どういうふうになつてお
るかという経過を伺うとともに、今後どうあるべきかの考え方をあきらかに
したい。

また市債については、先ほど申し上げました潜在負債、もう財政は心配ない
という市長の御答申ですから、そろそろこれを蒸し返してお尋ねすることもな
さうかと思ひますけれども、潜在負債というものがあつたということは市民に公表
されていません。先ほど申し上げました大きな潜在負債を持てゐるわけであ
る。土地開発公社事業の負債額による、それがために高い金利の解消、もち
ろんさうき申し上げたとおりです。そういうふうなものの基金、やうした基金の
一部を取り崩して、何とかこれを有効に使うというふうなことも考へられますけ
れども、御承知のとおり、基金条例を設けてあるものは、やはり、その目的以
外は使えない。土地開発基金条例を含めて九つの基金条例をいふ福生市
は持っているわけですね。この中で、整備してもと思はれるようなものが果たして
ないのかどうか。現在、基金条例に基づいての目的の目安も立っていないとする
ものがあるとしたら、基金条例の改廃も早急に検討を考へるべきと思うが、
その点、あるか、ないか、考へられるのか、それを伺いたい。
たとえば退職準備基金、これは現在二百二十八万円ばかりありますが、当初
これは六百万銭に達したと思ひます。現在職員がやめるのに二千万円、三千

円という退職金の額に對して、二百円や二百五十円の準備基金、これをどのようになさるゝのか。また片々増築基金も三千四百五十万円ばかりあります。これは一つの例をいま申し上げたんですが、こうした基金全体で九つあるものの中うえ方を伺いたい。

さらに先ほど返事がありました超過負担の問題、これもどうもちよつと意に介せたい点があるわけです。昨年の質問に對して二億円、その二億円というのはどうもはつきりしないやうなことで、短く言えば八千三百五十万円から一億円くらいだと思ふやうなことで、委任以外を含めて二億円くらいとかといふやうなことで、委任以外といつてもこれは委任事務であるから超過負担が出る。ここで言っている超過負担といふことは、市の中のいわゆる行政事務事業といふやうなものでなく、委任されたものに対する超過負担ですから、委任以外を含めるといふことになる。超過負担といふものはどういふものかといふことになるやうなことを思ひます。これは私の考へる方の違ひかもしれませんがせんけれども、もちろん兼職もあるし兼職職員との人件費等もあるのが詳細な計算が困難だといふことは、これはわかります。ただ、昨年二億円

といふことを言つてゐるんですが、その二億円をさらに私がここで言ふことになる。その二億円は何と何と何だ、こゝういふことは要積の集計されて出たんだと思ふけれども、そんなことはもう昨日のことだけれども、現在の委任以外といふやうな問題に對しても、何かはつとこゝういふことです。

それから契約については、自治法の第九十六條に基づく議会の議決を必要とするものを初め、その取り扱ひについても種々ありますけれども、今回私の質問しようとしたことは、工事契約と物品契約の中で福生市の財務課、則第二十六條契約書の作成、あるいは第三十三條の部分払い、あるいは第三十五條の部分払い等の回数、これらについてさらにひとしほつて伺いたいと思ひます。

まず契約書の作成ですが、一件十万円未満である隨意契約をするときは、契約書の作成を省略することができるとされておりますが、これには契約の内容を明らかにする請書、公文書、その他これに準ずる書面を徴さなければならぬとされているが、確実にこれが実行されてゐると思ふが、こゝういふことでまず省略してゐるものはないかどうか。また部分払いは既成部

分、既納部分に対し代価の十分の九というような現則となっており、部分払い等の回数は契約金額によって一回以上四回以内とされており、それでは、ここで一つ取り上げて、市営住宅について部分払いの回数、金額、部分払いの日と工事着工、これらをひとつお尋ねします。

さらにまた、契約について細かいことで恐縮ですが、物品関係の契約についてはどのような契約経過でやっているかという点、さっき聞きましたけれども、これに対して下限はしてないという、たしかさっき述べたと思いますけれども、これは上限下限というものをおける入れであるのかどうか。と申しますのは、御承知のように、一つの例をとりますと、ガソリン購入の件をひとつ取り上げてみれば、現在一リットル当たり百四十円から百四十二円ぐらゐはもうこれは数カ月前からリットル価格であると思います。福山市に公用車と名のつく車は、バイクを含めてたしか五十五台ぐらゐあると思いますが、これが使う年間量はどれくらいになるのか。本年度は年度途中であるので、前年度については実績も出ていると思うので伺いたい。に用車がどのくらい燃料を使うか。私は昨年の九月の定例会で、元費節減につき一般質問をいたしておきました。

現在市が契約している車の燃料代、リットル当たり百五十二円と聞くと、契約当時における契約方法と、詳細に説明された。なぜ百四十円で買えるものを市の公用車の百五十二円で買っているのか。リットル当たり、ここに十円の差があるとしたら、総使用料でどれくらいか、税金のむだ遣いをしていったかと、自分で乗る車は百四十円で公用車で乗っているのは百五十二円で、それで済ませるわけがない。市民に対してもこれは申しわけないことであると思います。（「そうだと呼ぶ者あり」）

さらに物品購入について、特に本年は市制十周年という記念行事もあったことによりですが、これが記念品を市以外から購入しているのに対して、市内の業者から不満の声があったことは御承知だと思います。私だけでなくほかの議員さんもさういうふうなことを聞いておると思います。業者の声としては、市内の業者では取り扱えないような物品は、これはやむを得ない。これはもう業者も十分承知している。しかし、市内の業者で取りそろえることが可能な品まで市外から購入することは、市は税金だけを業者から支払わせて、それで商業政策とか何だとかもっともらしい話をしながら、市内業者の育成など

全然考へていない証拠がこういうことにあらわれてくると、このようなことについて
も并解がましいことを言わないで、ざっくりばらんに率直にその実情をひと
つ話してもらいたい。と同時に、今後のあり方もお聞きしたい。私がお聞
きたことを書いてますか、書いていくんですよ。

またさらに細かいことを申し上げると、契約締結のお知らせ、こういう細
かいことを申し上げるのは、これだからこういうことをやるんだということを私は
言っているんです。さらに細かいことになりますけれども、契約締結のお知
らせというのを議員とはかにも出していると思います。もう工期をすでに二カ
月も経過し、工事もう完了したもので、あるはまた契約から六カ月——半
年も経過したもの、それは契約のお知らせとして意味があるかどうか。あ
ると思つてゐるからやっているのか。私たちは意味がないと思いますけれども、
どういうふうに考へているのかお聞きしたい。

また過般のお知らせの中で誤りがある。その訂正が一番まず右に書
いてある。これは訂正が当然だと、誤ったのが当然だから当然的な誤り
をここに書くんだというふうに書いてある。何と書いてあるか。この誤りはこれ

これこれ、これこれこれの誤りです。決めてついている。ちつとも誤りというよう
なことに對する反省もなければ何も見受けられないと、私は思ふんです。

たとえば、私はここにことしの四月以降の契約のお知らせを全部持つてき
ます。こういうものを見て、先ほども百二件の契約がある。たとえば、
さうお話ししたように、もう工事が終つたものを契約締結のお知らせで
よこすんですね。工事完了のお知らせじゃないんです。契約締結のお知

らせを工期がもう終つちやつて工事が終つたものを、後からさういう
お知らせが来る。したがって、議員の中には関心を持つてゐる工事等を
見たいと思つてゐることもある。いついつにこの仕事をやつてゐるのかと、ちよつと
行つて見てさう。もつたときにはもう工事が終つちやつて、どんな工事を
やつてゐるんだかつともわからないうふうなこともしますあ見受けられる
わけです。しかも三千万円から九千万円と、こういうふうな工事では以前
は議会の議決事項の工事だった。さういうものまでも、のんびりした契
約締結のお知らせは、契約のお知らせではなくて、工事完了報告と、
これは名前を変えたらどうですか。さういふことは関係職員、担当部課

長が漫然として改善も何も考えてないことを毎月毎月報告していることになる。さつ、い、ことを言うようですけれども、私はそう思います。

それから先ほどもちやうと申し上げましたけれども、さらに私は尋ねようとすることは、昨年、私の質問に対する回答から一年三ヵ月たっています。當時回答した結果、それも全部こへ持つてきています。私、どうもやせていて余り力がないけれども、たくさんこれを持つてきておりますけれども、その結果どういうふうにこれが経過をしているか。これをさらに伺います。これはいままでとは別ですよ。昨年に対する新たな回答のものをきょうの問題に絡めて聞くわけですから……。

財源の増額、収入の確保について伺いました。昨年の九月の定例会で一般質問に対して、市長は、當時は田村市長じゃなくて石川市長でしたね。財政の悪化は来ると想定の上に立て市政の運用をやつたこと、こういうことを言っています。さらにまた企画財政部長は、これは先ほども申し上げたことで非常に恐縮ですが、交付税率の引き上げ、あるいは超過負担の解消等は、組織を通じて国に対し強かに——言葉に力

を入れますよ——強かに運動を展開しているとし、さらに、これも先ほど申し上げたとおりで、現在の三二%を四〇%に引き上げるように要求している。

超過負担は、さつき申しましたが、福生市が概算二億円近い負担をするとの回答であったが、當時からすでに一年三ヵ月経過している。これらに対する強かに運動を展開したり、強かにこれを考えているというふうなことの経過、今後の見通し、これを伺いたい。それで先ほど説明の

あった以上に今後超過負担が軽減になる見込みを持つているのかどうか。

また下水道事業に対しても、これも私一般質問をして回答をいただいた問題です。供用開始地区は三年以内に水洗化にするということについて、私はくみ取り料の問題をどう考えているかと、こういう質問に対して、市長は、さきから心配してつた問題で、指摘のとおりであり、早急に対策を立てたい。立案したかどうか、これは聞きますよ。案ができたなら担当委員会その他に諮るとされていた。また建設部長は、下水道事業完了は基本計画では昭和六十年の目標が、二年早くなることによりて財政負担が多くなる、ここにまた問題が、さつきの回答と違ってくるんです。去年は二年

早くやつてと、それがさういふ回答では昭和六十年を目標にしたい。さういふ回答はさうでしよう。昨年はもうすでに二年早くやることによりて財政負担があらうから一般会計の負担が非常に大きくなると、これは他の事業に波及するので的確な財政計画が必要、公平負担の原則、三カ年計画のものについては有料にするという考えを持っていると答弁したわけですね。また、この点、積極的に取り組むための協議等を重ね——これもまた回答いたしますよ。協議等を重ね、どういふふうな協議をやつて、どういふふうな現在になつたかということを聞きますから、よくメモしておいてください。——示していただきたいの說明があつたわけですね。また、それらについて私は二回目の関連の質問の回答では、下水道使用料については基地の使用料——基地の関係も私伺いましたから——基地の使用料も含めて全体に対して下水道事業そのものの財政計画があるいは、事業計画を一度見直す必要があるのではないかと。それらを早急に調査いたし、議会側に報告すべき点があれば、その都度報告したい。さういふ回答だつた。それでその回答の中で、下水道事業に対しての財政計画が必要としたこと及び供用開始後三年経過した地区のくみ取りの有料化に

つては、積極的に取り組むための協議を重ね、早期に対応策を示したい。一年三カ月たつてゐるがまだ全然耳にしておりませんけれども、また下水道事業の財政計画、事業計画を見直すとのことであつたが、どんなふうな角度から、どのように見直したか、これも伺いますよ。

さらにまた、下水道事業に一般会計から繰出金が先ほど申し上げたように本年度五億五千二百万円、これを加えると十七億一千五百万円以上になるんです。さらにこれから二年ないし三年、私は、五年の質問に対してこれを考へたんですけれども、これはまた違ふかもしれせんけれども、五十八年度ぐらい、二年は短くなるというふうなことを去年はきり言つてゐるんです。しかし、その当時のことで五十八年度ぐらいまでにとりあえず、繰出金はどのくらいか損をするか。私に概算、いままでの繰出金の年度を見て、いつ年々上がつていくことを考へると四十億円を上回るような一般会計からの繰出金をしなければならぬのではなかつたかと、こんなふうに、私は、私が言うとおかしいんですけれども、いままでの経過からいって、そんなふうに四十億円以上一般会計からの繰出金というふうなことになると思ひます。

けれども、そのような多額の繰出金を一般会計に負わせることは、先ほども申し上げたとおり、これは下水道事業、上水道事業、これは御承知のとおり企業会計である上において、負担公平はもとより、他の事業に及ぼす影響等、福生市財政に後年の行財政における影響等をもたらすものではなからうかと思つて、先ほど本質問したわけです。これは昨年のことについて私は聞いてゐるんですから。くみ取り無料化はまた反面には水洗化をおくらせる、ひいては下水道事業の財政計画を困難にしがらになると考へるが、これらについて昨年の回答と、さらにどういふ考へであるかをお聞かせ願ひたい。

また下水道事業に対する財政の問題を申し上げますと、御承知のとおり、東京部下水道局に支払う負担金、これは五十五年度に予算計上してあるからどなたもすぐわかると思うんですが、流域下水道維持管理負担金、八千三百六十七万三千円、それに一般管理負担金、建設関係も含めるとしても負担金が三千四百四十三万三千円、合計で負担金だけで一億一千四百十一万六千円、こういうふうになっております。これに対して、反面、収入の下水道使

用料は幾らかというところにすると、予算の計上額は一億一千八百二十万七千円です。したがって下水道使用料は、この負担金を払うことで終つてしまふわけですね。人件費も何も出ない。ゼロとなります。今後、この使用料、まだ途中ですらういふことを言うのも無理かと思ひますけれども、使用料に対する負担金、あるいは使用料に対する人件費、そういうものが全域供用開始となつた場合に、この比率はどれくらいになるのか。予想も立てておると思ひますけれども、ますます悪化するであらうと私は思ひますが、この財政需要にどのように対処していくかどうであるか伺ひたい。

まだいろいろありますけれども、また第二の質問の回答をいたしてから時間のある限り引き続きやらせていただきますけれども、この辺で第二の質問にいたします。

○議長(小林菊三君) 貴井議員の質問時間、あと残り時間十五分しかありませんので、あらかじめ御了承願ひます。(「それでは延ばしてもらわなければ困る」と呼ぶ声あり)
こつと十五分休憩いたします。(「十五分じゃ足りないが」「十五分じゃとても